

平成21年度

行政監査報告書

監査テーマ 「補助金及び負担金について」

福井県越前市監査委員

越 監 第 283 号
平成 22 年 2 月 12 日

様

越前市監査委員 赤川 廣喜

同 増田 仁視

同 片粕 正二郎

行政監査の結果報告について(提出)

地方自治法第 199 条第 2 項の規定に基づき実施した行政監査について、同条第 9 項の規定により、その結果に関する報告を決定したので、次のとおり提出します。

目 次

第1	監査の概要	1
1	行政監査の意義	1
2	監査のテーマ	1
3	監査の対象	1
4	監査の期間	2
5	監査の日程	2
6	監査の方法	3
7	監査の着眼点	3
第2	補助金の概要	3
1	補助金の概要	3
2	補助金の支出状況	5
3	補助金交付要綱について	7
第3	負担金の概要	15
1	負担金の概要	15
2	負担金の支出状況	16
第4	監査の結果	19
1	補助金交付状況調査表分析結果	19
2	負担金支出状況調査表分析結果	27
3	ヒヤリングに基づく分析結果	36
第5	むすび	38
第6	資料編	40

注 記

- 1 文中の金額は、原則として万円単位で表示し単位未満切り捨てた。
- 2 各表中及び図中の比率は、小数点第2位を四捨五入して小数点第1位まで表示する。
したがって、比率の合計と内訳とが一致しない場合がある。
- 3 「」は、負数を表し、増減を示す場合は減を表す。
- 4 「0.0」は、該当数値はあるが表示単位未満のものである。
- 5 「」は、該当数値のないものである。

第1 監査の概要

1 行政監査の意義

行政監査は、地方自治法第199条第2項に基づき一般行政事務の執行について行うもので、組織、人員、事務処理方法その他行政運営全般に関し、同法第2条第14項の「事務を処理するに当たっては、最少の経費で最大の効果を挙げ」及び同条第15項の「常にその組織及び運営の合理化に努めるとともに」、「その規模の適正化を図らなければならない」という規定の趣旨に沿って、同法第199条第3項及び同施行令第140条の6の「事務の執行が法令の定めるところに従って適正に行われているかどうか」について、その適法性、経済性、効率性及び有効性の観点から行う監査である。

2 監査のテーマ

「補助金及び負担金について」

(1) 監査の目的

市の補助金及び負担金(以下「補助金等」という。)は、地方自治法に基づき公益上の必要性から交付しているものであるが、その種類及び態様は多種多様であり、金額も平成19年度総額242億8,945万円(総支出構成比43.8%)、20年度総額192億3,263万円(支出総額構成比37.0%)と高額な支出額となっている。

一方、多様な行政需要がある中、本市の財政運営は一段と厳しい状況が続いており、行財政改革による適正な行政運営が求められている。

このような状況を踏まえ、本市の補助金等について、その必要性、公益性、有効性、妥当性について十分な検討が行われているかを主眼として検証し、今後の補助金等の交付について適正な執行に資するため、行政監査を行うこととした。

3 監査の対象

(1) 監査対象

平成20年度に交付した補助金等を監査対象とする。ただし、負担金のうち研修参加負担金は除く。名称及び金額の一覧は、資料編第1表・第2表のとおりである。

監査対象とする補助金等の交付件数・支出額は、次のとおりである。

区分	件数	支出額
補助金	158件	1,744,780,298円
負担金	305件	17,487,856,045円
合計	463件	19,232,636,343円

(2) 監査の対象部課

平成20年度に補助金等を支出した全部局

- ・補助金 8部局 25課
- ・負担金 10部局 36課

(* 補助金・負担金一覧参照)

- ア.企画部 ・政策推進課・財務課・税務課・納税課
- イ.総務部 ・秘書広報課・職員課・行政管理課・防災安全課・情報統計課
- ウ.市民生活部 ・市民課・保険年金課・市民自治推進課
- エ.福祉保健部 ・社会福祉課・長寿福祉課・児童福祉課・健康増進課
・国民健康保険診療所
- オ.産業環境部 ・商工政策課・観光振興課・農政課・農林整備課・環境政策課
- カ.建設部 ・都市計画課・都市整備課・建築住宅課・維持管理課
- キ.水道部 ・下水道課・水道課
- ク.教育委員会 ・教育総務課・生涯学習課・学校教育課・文化課・スポーツ課
・図書館
- ケ.議会事務局
- コ.監査委員事務局

4 監査の期間

平成 21 年 7 月 1 日から平成 22 年 1 月 27 日

5 監査の日程

- (1) 行政監査実施計画策定 21年7月1日～
- (2) 行政監査実施通知
 - ア. 21年7月上旬 調査表様式及び記載要領の作成
 - イ. 21年8月中旬 行政監査実施通知
市長、議長、教育長、各部等の長、各課の長宛てに、補助金等交付状況調書提出依頼
 - ウ. 21年8月28日 補助金等交付状況調書提出期限
- (3) 予備調査 21年9月1日～
 - ア. 調査票の集計、分析 各部ごとに問題点の抽出
 - イ. 関係簿冊等提出及び審査 必要な補助及び負担金を抽出
 - ウ. 関係職員より事情聴取
- (4) 要綱等の確認
- (5) 実地調査(必要時)及び監査委員によるヒヤリング 21年10月6日・14日
実地調査(必要時)は、該当なし
- (6) 行政監査報告書作成 21年10月上旬～
- (7) 行政監査結果についての協議 9月10日・28日
10月6日・14日・19日・27日・30日
11月13日・20日・26日
12月14日・25日・1月13日・27日(最終協議・決裁)
- (8) 行政監査結果報告
 - ア. 市長と語る会 22年2月12日
 - イ. 結果報告書 22年2月12日
市長、議長、教育長宛て結果報告書提出
各部長・課長宛ては、行政管理課より通知
- (9) 公表 22年2月上旬(市長と語る会日付)告示
21年度内 ホームページ掲載

6 監査の方法

監査対象の所管課に対し提出を求めた監査資料に基づき、着眼点に従って関係書類を審査するとともに、関係職員から事情聴取並びに実査により監査を実施。

7 監査の着眼点

次の事項を着眼点として監査を行った。

なお、各課に提出を求めた調査表項目は、資料編第3表のとおりである。

- (1) 補助金等交付の必要性・公益性について …… 必要性・公益性
 - ・ 補助金等の交付対象者は適切か。
 - ・ 補助金等の交付目的(公益上の必要性)は明確にされているか。
 - ・ 財源の確保がされているか
 - ・ 交付目的や効果等から判断して、統合、廃止等の見直しをする必要のあるものはないか。また、補助金等の必要性などについて、逐次見直しを行っているか
 - ・ 交付終期の設定がなされる必要性は無いか。
- (2) 補助金等交付対象事業の有効性・妥当性について …… 有効性・妥当性
 - ・ 補助金交付に際して要綱等が適正に設定されているか。
 - ・ 負担金額の積算根拠は明確に定められているか。
 - ・ 負担金の額の算定は適正か。
 - ・ 補助金等の効果及び条件の履行の確認は、適正になされているか。
 - ・ 補助金等のほかに行政効果を向上させる方法は無いか。
- (3) 補助金等に関する事務処理等について …… 適切な事務処理
 - ・ 補助金等交付に関する事務処理は適切に行われているか
 - ・ 補助金等交付対象団体への適切な指導は行われているか

第2 補助金の概要

1 補助金の概要

(1) 補助金の支出根拠

地方自治法第232条の2に、「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる」と規定している。

補助金には、予算措置によって行われるものと、例えば、文化財保護法第182条「地方公共団体は、文化財の管理、修理、復旧、公開その他その保存及び活用に要する経費につき補助することができる。」などのように補助金の交付が法令に基づくものがある。

これらの補助金の対象は、次項「(1) 補助金の支出制限」に該当しなければ、法人等が行なう公共的・公益的事業はもとより営利的事業や、法人格のない団体や個人が行なう事業に対しても補助することが出来る。

本市の場合、越前市補助金等交付規則(平成17年10月1日規則第50号以下「交付規則」という。)を制定しているが、これは補助金の交付の申請、決定等に関する事項その他補助金等の支出に係る基本的

な事項を規定しているものである。さらに、本市の会計事務取扱において補助事業については、例えば「事業補助金交付要綱」等の規程を作成し、補助金交付の目的や補助基準等を明らかにすることとしている。

(2) 補助金の定義

本市の「補助金」の給付については、前述の越前市補助金等交付規則で定められている。

本規則、第2条では、適用の対象となる補助金等の意義を明らかにしている。すなわち、補助金等とは、市が市以外の者に対して交付する次に掲げるものをいう。

- (1) 補助金
- (2) 助成金
- (3) 利子補給金
- (4) その他相当の反対給付を受けない給付金の4項目を規定している。

国の補助金等の定義は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」で定めているが、ここでは(2)助成金ではなく「負担金」となっている。このため、国の補助金の定義には、法律で定めている法律補助や予算で定めている予算補助の中に、国庫負担金も補助金等に含まれていることになるが、本市が交付する補助金等には負担金は、補助金等の定義から外されている。このほかにも歳出予算の第19節「負担金補助及び交付金」から支出されているが、予算上の名称として補助金、助成金、利子補給金以外の名称を使用しているもの、例えば「負担金」、「交付金」、「分担金」、「会費」等、本規定第(4)項に規定する給付金に該当しないものは、本規定の対象となるものではない。さらに、補助金として支出する場合は、それぞれの補助事業について要綱を定め補助目的や補助基準等を明らかにして実施することとしている。

(3) 補助金の支出制限

日本国憲法第89条に、「公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配に属さない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない。」と規定されており、これらの団体や事業等に対する補助金の交付は禁止されている。

この条文では、宗教上の組織等への一切の財政援助を禁じているのに対し、私的な慈善、教育、博愛の事業に対しては援助を必要とする状況にあることから、補助を行うためには「公の支配」を受けるものとしての法律上の形態を整えたものである。これにより例えば、社会福祉法第56条や児童福祉法第56条の二等の規定が整備され、これらを通じて行政機関の監督権限が認められることにより、公の支配に属しているものとして補助金交付が可能とされている。また、憲法上の制約の第二点目として、憲法第14条の「すべて国民は、法の下に平等であって人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において差別されない。」との規定から、「特段の合理的理由がないにかかわらず、不当に特定人の行う事業に対してのみ補助金を交付したり、補助率を高くしたりするようなことは、「法の下に平等」の原理からみて許されない。」(小滝敏之「補助金適正化法解説」全国会計職員協会発行)と指摘しており留意すべきである。

(4) 補助金交付事務の流れ

越前市補助金交付規則で定めている補助金交付事務の流れは、概ね次表のとおりである。

市(担当課)	補助申請者(補助事業者)
予算の議決(確保) 広報(補助内容の説明) 補助金等の交付の決定(第4条) 補助金等の交付決定の通知(第6条) 補助金等交付指令書又は補助金等不交付 (交付取消)決定通知書により通知 補助金等の額の確定(第14条) 補助金等確定通知書により通知 補助金の交付	補助金等の交付申請(第3条) 補助事業等の遂行(第10条) 補助事業等の状況報告(第11条) 実績報告(第13条) 補助金等交付請求(第16条)

2 補助金の支出状況

(1) 部局別の支出状況に関する調査

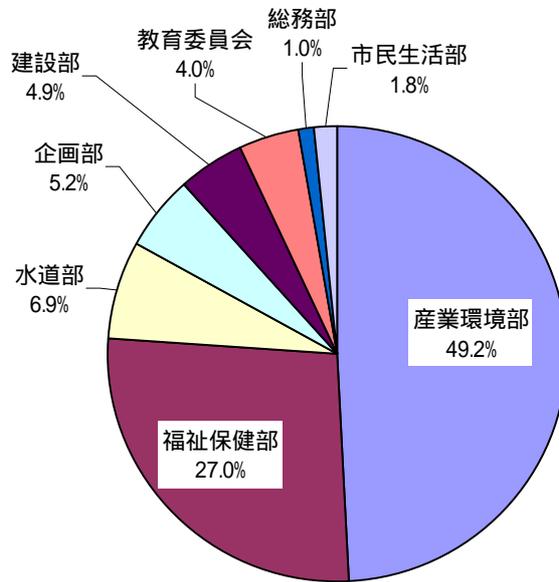
部局別の平成19年度と20年度の補助金支出額及び構成比率の推移は、次表のとおりである。

(資料編第4表参照)

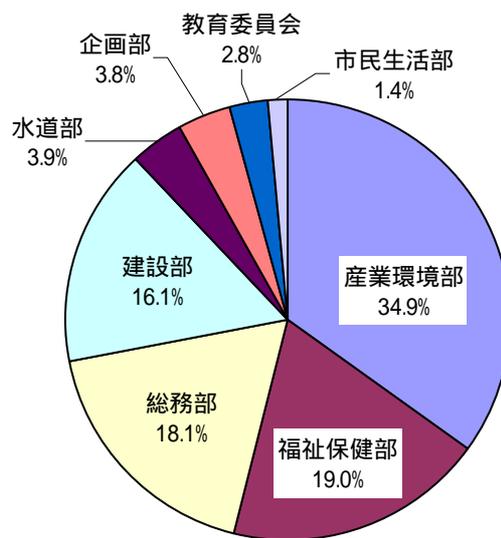
【補助金】

部局名	H19 支出額(円)	構成率 (%)	H20 支出額(円)	構成率 (%)	増減額(円)	増減率 (%)
企画部	59,924,887	5.2	65,678,433	3.8	5,753,546	9.6
総務部	11,876,000	1.0	316,183,000	18.1	304,307,000	2,562.4
市民生活部	20,573,000	1.8	24,537,000	1.4	3,964,000	19.3
福祉保健部	311,617,897	27.0	331,991,694	19.0	20,373,797	6.5
産業環境部	567,167,996	49.2	608,474,649	34.9	41,306,653	7.3
建設部	56,629,000	4.9	281,089,400	16.1	224,460,400	396.4
水道部	79,669,965	6.9	68,100,651	3.9	11,569,314	14.5
教育委員会	46,390,295	4.0	48,725,471	2.8	2,335,176	5.0
合計	1,153,849,040	100	1,744,780,298	100	590,931,258	51.2

H19年度部局別補助金額構成



H20年度部局別補助金額構成



平成 19 年度の総額は 11 億 5,384 万円であり、そのうち 5 億 6,716 万円(構成比率 49.2%)を産業環境部が占め、次いで福祉保健部 3 億 1,161 万円(同 27.0%)となっている。

平成 20 年度の総額は 17 億 4,478 万円で、19 年度と同様、産業環境部 6 億 847 万円(同 34.9%)、次いで福祉保健部の 3 億 3,199 万円(同 19.0%)である。

また、年度比較をみると総額 5 億 9,094 万円(増減率 51.2%)の増額となっている。内訳は総務部 3 億 430 万円(同 2,562.4%)、建設部 2 億 2,446 万円(同 396.4%)の増額となっている。これは、地元大学新学部設置事業補助金 3 億円と高齢者向け優良賃貸住宅供給促進事業費補助金 2 億円の建設に係る補助が大きな要因となっている。

3 補助金交付要綱について

補助金の支出の根拠については、前述のとおり地方自治法第 232 条の 2 に「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる」と規定されている。越前市では、法令に基づくほか申請から交付までの手続きに関し、越前市補助金等交付規則(平成 17 年 10 月 1 日規則第 50 号以下「交付規則」という。)が定められている。さらに補助事業ごとに補助金交付要綱を定めることとしている。

この補助金交付要綱は、補助金交付の目的と対象を明確にすることと、交付要件や補助基準、手続き等を明らかにすることによって、適正な補助金交付を行おうとするものである。

監査の対象となった補助事業 158 件に対し、補助金交付要綱は 147 件が制定されていた。これは、1 つの補助金交付要綱内に複数の事業について規定している場合があり一致しないものである。

これらの要綱に関する調査結果は、次のとおりである。

(1) 補助金交付要綱の有無に関する調査

補助金交付要綱が制定されていない補助金は、次表のとおりである。

担当課	補助事業名	備考
財務課	白山・坂口地区上水道施設建設事業 (起債償還経費)	協定書により、水道事業会計へ補助 (地方公営企業法第 17 条の 3)

(2) 補助金の目的の有無に関する調査

補助金交付要綱に補助金の目的の記載がないものは、次表のとおりである。

補助事業の名称で目的が推測できるものもあるが、補助事業がもつ公益性を明確に目的として明記することが必要であり要綱の策定時に留意すべきである。

担当課	要綱名称ほか
市民自治推進課	越前市国際交流協会補助金交付要綱
市民自治推進課	越前市コミュニティ会館整備支援事業補助金交付要綱
社会福祉課	越前市障害者支援施設整備事業補助金交付要綱
児童福祉課	越前市すくすくすまいる事業所環境支援事業補助金交付要綱
商工政策課	越前市商店街環境整備支援事業補助金交付要綱

(3) 補助対象となる経費に関する調査

補助対象経費の全て、あるいは補助対象経費のうちの1事業に対し100%の補助を可能としている市単独の補助金交付要綱は、次表のとおりである。これらについては、事業の公益性・有効性の観点から廃止も含め補助率や上限の設定について見直し検討されたい。

担当課	要綱名称ほか
納税課	越前市納税貯蓄組合連合会補助金交付要綱
行政管理課	越前市区長会連合会事業補助金交付要綱
商工政策課	東京えちぜん物語開催事業補助金交付要綱
商工政策課	越前市中小企業信用保証料補給金交付要綱
観光振興課	越前市観光振興事業補助金交付要綱

(4) 補助金の限度額の設定に関する調査

補助金の限度額が規定されていない補助金交付要綱は、次表のとおりであり147件のうち72件と49.0%を占めている。

これらは、補助対象経費に対する割合のみの記載あるいは予算の範囲内、市長が認めた額などとして記載されている。これは、補助対象経費の増加が補助金額の増加となる場合や予算額を上限にした補助金額となる場合が考えられ、補助金額の算定に曖昧さを残すことになる。

これらの中には、国庫補助金による規定された負担分など上限を定めにくい補助金もあると思われ事業採択時に特に留意すべきである。また市単独事業については、補助対象経費の補助率の記載のみでなく、補助金額の上限について設定すべきと思われ検討されたい。

担当課	要綱名称ほか
政策推進課	越前市公共交通関連事業補助金交付要綱
政策推進課	越前市福武線利用促進補助金交付要綱
納税課	越前市納税貯蓄組合連合会補助金交付要綱
秘書広報課	越前市友好都市推進事業補助金交付要綱
行政管理課	越前市区長会連合会事業補助金交付要綱
防災安全課	越前市交通安全事業費補助金交付要綱
防災安全課	越前市交通安全母の会事業補助金交付要綱
社会福祉課	越前市社会福祉協議会活動補助金交付要綱
社会福祉課	越前市障害者支援施設整備事業補助金交付要綱
社会福祉課	越前市社会福祉団体補助金交付要綱
社会福祉課	越前市平成16年7月福井豪雨に係る災害援護資金貸付金利子補給金交付要綱
長寿福祉課	越前市老人クラブ活動補助金交付要綱
児童福祉課	越前市延長保育推進事業補助金交付要綱

担当課	要綱名称ほか
児童福祉課	越前市民間保育園事業費補助金交付要綱
児童福祉課	越前市障害児保育事業補助金交付要綱
健康増進課	越前市病院群輪番制病院事業補助金交付要綱
健康増進課	越前市小児救急医療支援事業補助金交付要綱
健康増進課	准看護学院運営事業補助金交付要綱
健康増進課	医師会活動事業補助金交付要綱
商工政策課	越前市シルバー人材センター事業補助金交付要綱
商工政策課	越前市小規模事業者経営支援促進事業補助金交付要綱
商工政策課	東京えちぜん物語開催事業補助金交付要綱
商工政策課	越前市伝統産業支援事業補助金交付要綱
商工政策課	越前市中小企業原油価格高騰対策利子補給金等交付要綱
商工政策課	越前市商店街環境整備支援事業補助金交付要綱
商工政策課	越前市中小企業等振興資金利子補給金交付要綱
商工政策課	未組織労働者融資保証料補給金交付要綱
商工政策課	越前市中小企業信用保証料補給金交付要綱
商工政策課	勤労者福祉団体育成事業補助金交付要綱
商工政策課	越前市家内労働指導センター事業補助金交付要綱
商工政策課	越前市小規模事業者緊急資金無利子貸付事業利子補給補助金交付要綱
商工政策課	越前市勤労者育児・介護休業生活資金利子補給制度要綱
商工政策課	ファッションイベント等事業補助金交付要綱
観光振興課	越前市観光振興事業補助金交付要綱
観光振興課	花と緑の会活動補助金交付要綱
農政課	越前市水田農業構造改革推進事業補助金交付要綱
農政課	越前市水田営農条件整備事業(強い農業づくり交付金)補助金交付要綱
農政課	越前市畜産環境対策事業補助金交付要綱
農政課	越前市エコ・グリーンツーリズム強化推進事業補助金交付要綱
農政課	越前市農地流動化奨励事業補助金交付要綱
農政課	越前市トレーサビリティ確立推進事業補助金交付要綱
農政課	越前市鳥獣害のない里づくり推進事業補助金交付要綱
農政課	越前市農業近代化資金利子補給規則
農政課	越前市家畜防疫対策事業補助金交付要綱

担当課	要綱名称ほか
農政課	越前市優良精液購入事業補助金交付要綱
農政課	米需給調整円滑化推進事業補助金交付要綱
農政課	越前市農業経営基盤強化資金利子助成金交付要綱
農政課	越前市農業緊急資金(農業災害資金)利子補給金等交付要綱
農政課	越前市農業緊急資金(農業経営維持安定資金)利子助成金交付要綱
農政課	越前市園芸生産条件整備事業補助金交付要綱
農政課	越前市米大粒化実践事業補助金交付要綱
農林整備課	越前市森林環境保全整備事業(民有林・作業路開設)補助金交付要綱
農林整備課	越前市土地改良事業補助金交付要綱
農林整備課	越前市森林環境保全整備事業(間伐材等有効利用促進)補助金交付要綱
農林整備課	越前市土地改良事務合理化事業補助金交付要綱
農林整備課	越前市森林組合事業補助金交付要綱
農林整備課	越前市林業退職金共済事業補助金交付要綱
農林整備課	越前市作業道機能強化整備事業補助金交付要綱
農林整備課	越前市森林環境保全整備事業(間伐材等安定供給促進)補助金交付要綱
農林整備課	越前市地域水利施設活用事業(県営造成施設)補助金交付要綱
建築住宅課	越前市高齢者向け優良賃貸住宅供給促進事業費補助金交付要綱
建築住宅課	越前市木造住宅耐震改修促進事業補助金交付要綱
下水道課	越前市浄化槽維持管理協会取扱い浄化槽設置整備事業補助金交付要綱
下水道課	国高地区下水道事業整備促進協議会運営補助金交付要綱
下水道課	越前市公共下水道等接続資金の融資に係る利子補給金交付要綱
教育総務課	武生高校定時制振興事業補助金交付要綱
生涯学習課	越前市子ども会育成連絡協議会事業補助金交付要綱
生涯学習課	越前市連合青年団育成事業補助金交付要綱
学校教育課	越前市小学校、中学校吹奏楽コンクール全国大会参加補助金交付要綱
学校教育課	越前市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱
文化課	越前市文化・芸術活動事業補助金交付要綱
スポーツ課	越前市体育協会運営及びスポーツ振興事業補助金交付要綱

(5) 補助期限の設定に関する調査

補助期限が規定されている補助金交付要綱は、次表のとおりである。

このうち20年度末が補助期限となっているものが3件、21年度末が85件となっており、これまでと同様な事業内容とする補助事業の継続については、公益性について十分な検討を求めるものである。

区分	担当課	要綱名称ほか
H21.3.31	行政管理課	仁愛大学新学部設置事業補助金交付要綱
	健康増進課	准看護学院運営事業補助金交付要綱
	都市計画課	越前市共同駐車場整備事業費補助金交付要綱
H22.3.31	政策推進課	越前市公共交通関連事業補助金交付要綱
	納税課	越前市納税貯蓄組合連合会補助金交付要綱
	秘書広報課	越前市友好都市推進事業補助金交付要綱
	防災安全課	越前市自主防災組織育成事業補助金交付要綱
	防災安全課	越前市交通安全事業費補助金交付要綱
	防災安全課	越前市交通安全母の会事業補助金交付要綱
	防災安全課	越前市防犯推進事業補助金交付要綱
	市民課	越前市公衆浴場設備整備事業補助金交付要綱
	市民課	越前市公衆浴場支援事業補助金交付要綱
	市民自治推進課	越前市市民活動協働促進事業補助金交付要綱
	市民自治推進課	越前市コミュニティ助成事業補助金交付要綱
	市民自治推進課	越前市コミュニティ会館整備支援事業補助金交付要綱
	社会福祉課	越前市障害者支援施設整備事業補助金交付要綱
	社会福祉課	越前市重度身体障害者住宅改造助成事業補助金交付要綱
	社会福祉課	越前市自動車改造助成事業実施要綱
	社会福祉課	越前市社会福祉団体補助金交付要綱
	社会福祉課	越前市身体障害者自動車改造等(リフト等)助成事業実施要綱
	社会福祉課	越前市身体障害者自動車運転免許取得助成事業助成金交付要綱
	長寿福祉課	越前市老人福祉施設整備事業補助金交付要綱
	児童福祉課	越前市民間保育園事業費補助金交付要綱
	児童福祉課	越前市障害児保育事業補助金交付要綱
	児童福祉課	越前市地域組織活動事業補助金交付要綱
	児童福祉課	越前市延長保育促進事業補助金交付要綱
	健康増進課	越前市武生看護専門学校運営事業補助金交付要綱
	健康増進課	越前市病院群輪番制病院事業補助金交付要綱
	健康増進課	越前市小児救急医療支援事業補助金交付要綱
	健康増進課	医師会活動事業補助金交付要綱
商工政策課	越前市シルバー人材センター事業補助金交付要綱	

区分	担当課	要綱名称ほか
H22.3.31	商工政策課	東京えちぜん物語開催事業補助金交付要綱
	商工政策課	越前市伝統産業支援事業補助金交付要綱
	商工政策課	越前市新事業チャレンジ支援補助金交付要綱
	商工政策課	越前市商店街環境整備支援事業補助金交付要綱
	商工政策課	越前市小規模事業経営支援促進事業補助金交付要綱
	商工政策課	越前市元気な商店街等応援事業補助金交付要綱
	商工政策課	越前市産業人材育成支援事業補助金交付要綱
	商工政策課	勤労者福祉団体育成事業補助金交付要綱
	商工政策課	伝統産業後継者育成対策補助金交付要綱
	商工政策課	越前市家内労働指導センター事業補助金交付要綱
	商工政策課	越前市地域資源活用販路拡大支援事業補助金交付要綱
	商工政策課	ファッションイベント等事業補助金交付要綱
	観光振興課	花と緑の会活動補助金交付要綱
	農政課	越前市水田農業構造改革推進事業補助金交付要綱
	農政課	越前市低コスト集落農業条件整備事業補助金交付要綱
	農政課	環境調和型農業推進事業補助金交付要綱
	農政課	越前市水田営農条件整備事業(強い農業づくり交付金)補助金交付要綱
	農政課	越前市畜産環境対策事業補助金交付要綱
	農政課	越前市トレーサビリティ確立推進事業補助金交付要綱
	農政課	越前市広域農業公社運営補助金交付要綱
	農政課	越前市家畜防疫対策事業補助金交付要綱
	農政課	越前市新規就農者住宅確保支援事業補助金交付要綱
	農政課	越前市優良精液購入事業補助金交付要綱
	農政課	米需給調整円滑化推進事業補助金交付要綱
	農政課	越前市農業緊急資金(農業災害資金)利子補給金等交付要綱
	農政課	営農協議会運営費補助金交付要綱
	農政課	越前市米大粒化実践事業補助金交付要綱
	農政課	園芸生産条件整備事業補助金交付要綱
	農政課	越前市農地流動化奨励事業補助金交付要綱
	農林整備課	越前市森林環境保全整備事業(民有林・作業路開設)補助金交付要綱
	農林整備課	越前市土地改良事業補助金交付要綱

区分	担当課	要綱名称ほか
H22.3.31	農林整備課	越前市国営造成施設維持管理事業補助金交付要綱
	農林整備課	越前市森林環境保全整備事業(間伐材等有効利用促進)補助金交付要綱
	農林整備課	越前市土地改良事務合理化事業補助金交付要綱
	農林整備課	越前市林業退職金共済事業補助金交付要綱
	農林整備課	越前市森林組合事業補助金交付要綱
	農林整備課	越前市森林環境保全整備事業(間伐材等安定供給促進)補助金交付要綱
	農林整備課	越前市地域水利施設活用事業(県営造成施設)補助金交付要綱
	環境政策課	越前市地域をつなぐ河川環境づくり推進事業補助金交付要綱
	環境政策課	環境マネジメントシステム推進事業補助金交付要綱
	環境政策課	越前市資源回収奨励金交付要綱
	都市計画課	越前市住宅用地等購入資金利子補給金交付要綱
	下水道課	越前市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱
	下水道課	越前市浄化槽維持管理事業補助金交付要綱
	教育総務課	武生高校定時制振興事業補助金交付要綱
	生涯学習課	越前市子ども会育成連絡協議会事業補助金交付要綱
	生涯学習課	越前市連合青年団育成事業補助金交付要綱
	学校教育課	越前市私立幼稚園教育振興補助金交付要綱
	学校教育課	越前市小学校、中学校吹奏楽コンクール全国大会参加補助金交付要綱
	学校教育課	越前市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱
	学校教育課	越前市中学校ロボットコンテスト開催事業補助金
	学校教育課	越前市小学校、中学校吹奏楽コンクール全国大会参加補助金交付要綱
	文化課	越前市文化・芸術活動事業補助金交付要綱
	文化課	越前市指定文化財等の管理及び修理補助金交付要綱
スポーツ課	越前市体育協会運営及びスポーツ振興事業補助金交付要綱	
スポーツ課	越前市広域スポーツ大会開催事業補助金交付要綱	
スポーツ課	越前市高等学校招待野球大会開催事業補助金交付要綱	
H23.3.31	商工政策課	越前市小規模事業者緊急資金無利子貸付事業利子補給補助金交付要綱
	商工政策課	越前市おもてなしの店等推進事業補助金交付要綱
	農政課	越前市エコ・グリーンツーリズム強化推進事業補助金交付要綱
	農政課	越前市鳥獣害のない里づくり推進事業補助金交付要綱
	農政課	越前市農業サポート事業補助金交付要綱

区分	担当課	要綱名称ほか
H23.3.31	農林整備課	越前市作業道機能強化整備事業補助金交付要綱
	都市計画課	越前市地域街づくり計画策定等支援事業補助金交付要綱
H24.3.31	商工政策課	未組織労働者融資保証料補給金交付要綱
	商工政策課	越前市勤労者育児・介護休業生活資金利子補給制度要綱
H25.3.31	政策推進課	越前市福武線利用促進補助金交付要綱
	商工政策課	越前市中小企業原油価格高騰対策利子補給金等交付要綱

一方、補助期限が規定されていない補助金交付要綱は、次表のとおりである。
これらについても、公益性をチェックする上でも補助期限の設定について検討されたい。

担当課	要綱名称ほか
行政管理課	越前市区長会連合会事業補助金交付要綱
社会福祉課	越前市社会福祉協議会活動補助金交付要綱
社会福祉課	越前市平成16年7月福井豪雨に係る災害援護資金貸付金利子補給金交付要綱
長寿福祉課	越前市地域密着型介護施設整備事業補助金交付要綱
長寿福祉課	越前市老人クラブ活動補助金交付要綱
長寿福祉課	越前市高齢者介護予防拠点整備事業補助金交付要綱
長寿福祉課	越前市要介護老人住環境整備事業補助金交付要綱
長寿福祉課	越前市在宅介護支援補助金交付要綱
児童福祉課	越前市子育て子育て支援事業実施要綱
児童福祉課	越前市すくすくすまいる事業所環境支援事業補助金交付要綱
健康増進課	越前市特定不妊治療費助成事業実施要綱
商工政策課	越前市中小企業退職金共済等加入促進補助金交付要綱
商工政策課	越前市まちなか事業及び地域助け合いビジネス(コミュニティ・ビジネス)の開始に関する補助金交付要綱
商工政策課	越前市企業立地促進補助金交付要綱
商工政策課	越前市中小企業原油価格高騰対策利子補給金等交付要綱
商工政策課	越前市中小企業等振興資金利子補給金交付要綱
商工政策課	越前市中小企業信用保証料補給金交付要綱
商工政策課	越前市中心市街地店舗開業支援事業補助金交付要綱
観光振興課	越前市観光振興事業補助金交付要綱
農政課	越前市農業近代化資金利子補給規則
農政課	越前市地産地消供給体制確立事業補助金交付要綱
農政課	越前市農業経営基盤強化資金利子助成金交付要綱

担当課	要綱名称ほか
農政課	越前市農業緊急資金(農業経営維持安定資金)利子助成金交付要綱
建築住宅課	越前市高齢者向け優良賃貸住宅供給促進事業費補助金交付要綱
建築住宅課	越前市木造住宅耐震改修促進事業補助金交付要綱
建築住宅課	越前市民間優良共同住宅整備促進事業費補助金
下水道課	国高地区下水道事業整備促進協議会運営補助金交付要綱
下水道課	越前市公共下水道等接続資金の融資に係る利子補給金交付要綱

第3 負担金の概要

1 負担金の概要

負担金は、法令又は契約等によって地方公共団体が負担することとなるものであるが、予算科目19節の負担金及び交付金より支出されるものには、負担金のほかにもいろいろの名称のものが含まれる。

負担金は、特定の事業について地方公共団体が当該事業から特別の利益を受けることに対して、その事業に要する経費の全部又は一部の金額を支出する場合がその一である。

次に、一定の事業等について財政政策上又はその他の見地からその事業等に要する経費の負担割合が法令で定められているときに、その負担区分により負担する場合である。地方財政法第10条などの規定により国と地方公共団体との間や一部事務組合など地方公共団体相互の間に見られる負担関係に基づくものである。

なお法令上に定められて支出する負担金の他に任意に各種団体に地方公共団体が加入しているとき、その団体の必要経費に充てるため各団体の構成員が取り決めた費用を支出する場合があり、これも19節から支出されることとなる。

このような典型的な負担金のほかに負担金と全く同様の意味、内容で用いられているものに分担金があるが、その用語の使い分けは不明確である。

なお、負担金の支出は、当該地方公共団体の予算に少なからぬ影響を与えており、法令等で負担が義務づけられている経費にあっては、いわゆる超過負担の問題があり、任意の負担金の場合は、内容が不明確な団体等の会員として、その維持運営のための費用を負担金や会費という名目で漫然と支出することも考えられるので、これらについては予算編成の際に公益性や有効性について十分検討を加えて、整理を図るべきである。

2 負担金の支出状況

(1) 部局別の支出状況に関する調査

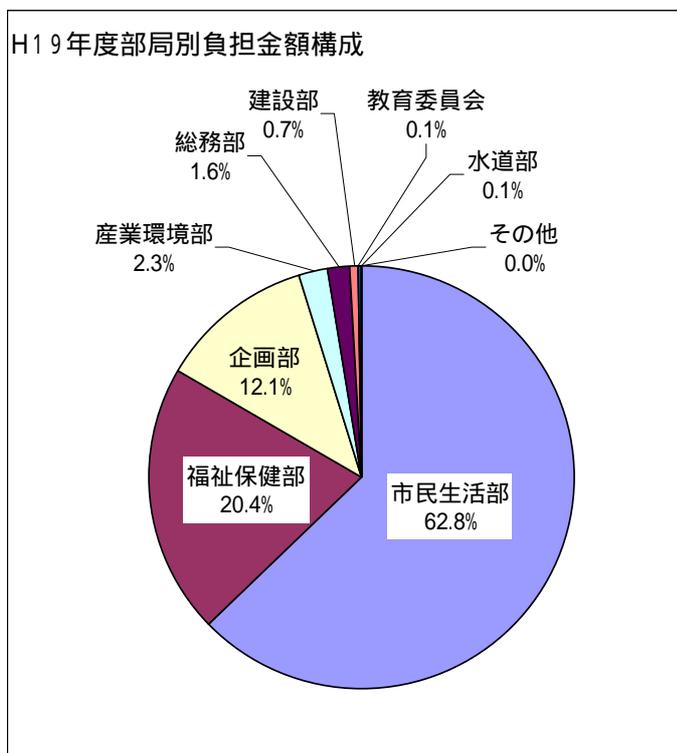
部局別の平成 19 年度と 20 年度の負担金支出額及び構成比率の推移は、次表のとおりである。

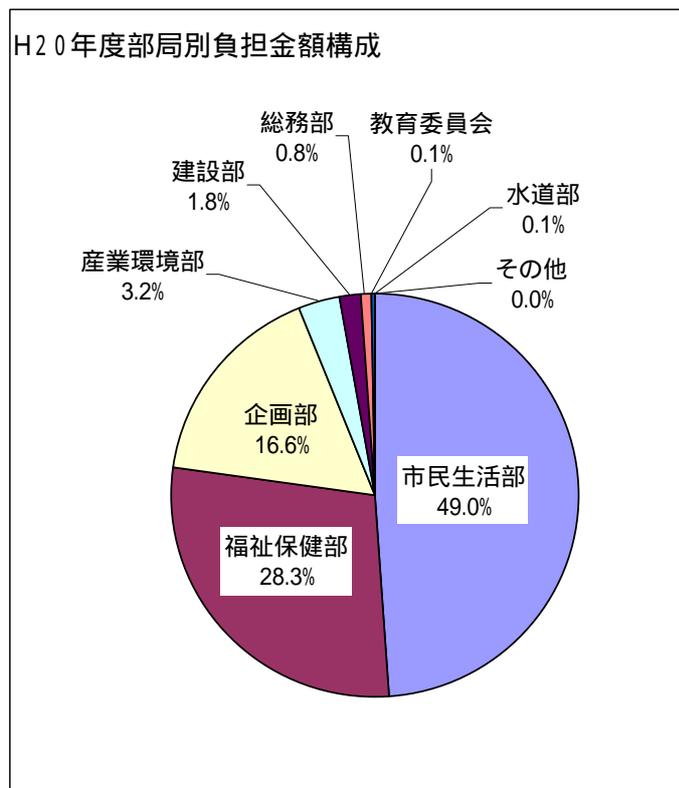
(資料編第 4 表参照)

【負担金】

(単位:円・%)

部局名	H19 支出額	構成比率	H20 支出額	構成比率	増減額	増減率
企画部	2,791,782,671	12.1	2,909,624,625	16.6	117,841,954	4.2
総務部	361,028,109	1.6	143,316,796	0.8	217,711,313	60.3
市民生活部	14,529,873,815	62.8	8,572,528,595	49.0	5,957,345,220	41.0
福祉保健部	4,721,054,852	20.4	4,946,512,660	28.3	225,457,808	4.8
産業環境部	532,928,804	2.3	559,746,231	3.2	26,817,427	5.0
建設部	154,041,712	0.7	313,342,680	1.8	159,300,968	103.4
水道部	15,038,305	0.1	13,867,729	0.1	1,170,576	7.8
教育委員会	25,150,835	0.1	26,225,329	0.1	1,074,494	4.3
議会事務局	4,645,200	0.0	2,634,400	0.0	2,010,800	43.3
監査委員事務局	60,000	0.0	57,000	0.0	3,000	5.0
合計	23,135,604,303	100	17,487,856,045	100	5,647,748,258	24.4





平成 19 年度の負担金の総額は 231 億 3,560 万円で、そのうち 145 億 2,987 万円(構成比率 62.8%)を市民生活部が占め、次いで福祉保健部の 47 億 2,105 万円(同 20.4%)となっている。

平成 20 年度は総額 174 億 8,785 万円で、前年度と比較して 56 億 4,774 万円(同 24.4%)減少している。総額の構成比率を見ると 85 億 7,252 万円(同 49.0%)が市民生活部、49 億 4,651 万円(同 28.3%)が福祉保健部となっている。

平成 20 年度の市民生活部の負担金支出額のうち 85 億 4,465 万円(99.7%)、福祉保健部の負担金支出額のうち 48 億 8,286 万円(98.7%)が国民健康保健医療制度・老人保健医療制度・後期高齢者医療制度・介護保険制度の保険者及び市の負担分である医療給付費等負担金である。

なお、平成 20 年度において、後期高齢者医療制度が導入されたことにより、老人保健医療給付費負担金と老人保健医療費拠出金で 80 億 2,443 万円が減額となり、市民生活部の負担金支出総額が 59 億 5,734 万円(同 41.0%)減少している。

(3) 国・県が事業主体となっている事業への負担金について

国や県が事業主体となっている事業に対する、負担金は次表のとおりである。

これらの負担金は、総額で 785,406,308 円となっており、負担金総額 17,487,856,045 円の 4.5%を占めている。

ただし、神宮川通常砂防事業に伴う一般県道大滝定友線復旧工事負担金 1,000 万円については、市の要望により県が施工した拡幅工事費の負担金である。

国の直轄事業については、事前に地元自治体と話し合う制度がなく、近年多くの県が負担金に対する明細の提示を国に求めているところである。

県主体の事業については、地方財政法の定めによる負担金であり、主に地元自治体の要望を汲ん

で事業を行うため、市が事業の内容を把握した上での負担ではあるが契約書や利子償還表などの添付までは求めていない。今後、これらについて検討すべきである。

部区分	担当課	負担金の金額(円)	負担金の名称	負担金支出先名
産業環境部	商工政策課	109,968,858	日野川地区工業用水道建設事業負担金	福井県
産業環境部	農林整備課	183,375,220	国営日野川用水一期地区県負担金	福井県
産業環境部	農林整備課	152,892,849	国営日野川用水二期地区県負担金	福井県
産業環境部	農林整備課	41,140,000	県営土地改良事業負担金	福井県丹南農林総合事務所
産業環境部	農林整備課	6,487,680	基幹水利施設管理事業負担金	福井県丹南農林総合事務所
産業環境部	農林整備課	3,530,000	県営林道整備事業負担金	福井県
建設部	都市計画課	181,350,000	県営街路整備事業負担金(現年・繰越)	福井県
建設部	都市計画課	33,461,000	県営公園整備事業負担金(現年・繰越)	福井県
建設部	都市計画課	30,189,748	県営道路整備事業負担金	福井県
建設部	都市計画課	10,000,000	神宮川通常砂防事業に伴う一般県道大滝定友線復旧工事負担金	福井県
建設部	都市整備課	29,258,000	河川災害復旧助成事業受託工事負担金	丹南土木事務所
建設部	都市整備課	2,988,135	県単河川局部改良工事負担金	丹南土木事務所
建設部	都市整備課	664,818	県単河川局部改良工事負担金	吉野瀬川ダム建設事務所
建設部	都市整備課	100,000	県営急傾斜地崩壊防止施設改修工事負担金	丹南土木事務所
合 計		785,406,308		

第4 監査の結果

1 補助金交付状況調査表分析結果

交付状況調査表に基づき、その内容を分析した結果は次のとおりである。
監査対象となった補助金の種類は 158 件、支出額 1,744,780,298 円である。
なお、以降に示す件数は、補助金種類別の件数であり、補助金交付件数とは一致しない。

(1) 財源別補助金額

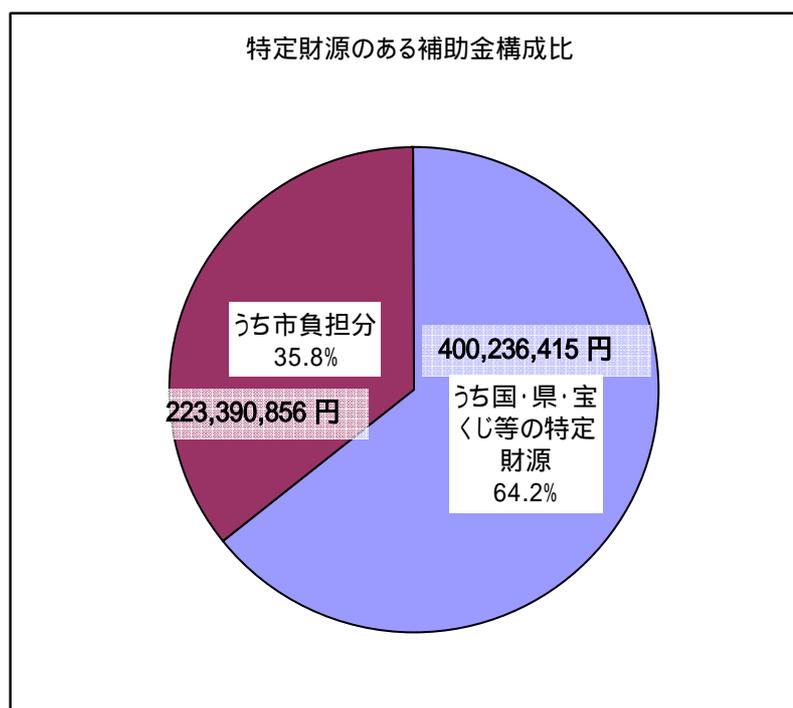
市が交付する補助金の財源は、国、福井県、財団法人自治総合センター(以下「宝くじ」という。)からの補助金(特定財源)があり、これに市一般財源を合わせて市が補助金を交付しているものと、市が単独で補助金を交付しているもの(直接補助)があり、これを区別したのが次表である。

【財源別補助金額】

(単位:円・%・件)

財源		20 年度	交付金額 構成比率	合計	件 数	件数 構成 比率
国・県・宝くじ等 の特定財源の ある補助金	うち国・県・宝くじ 等の特定財源分	400,236,415	22.9	623,627,271	51	32.3
	うち市負担分	223,390,856	12.8			
市単独		1,121,153,027	64.3	1,121,153,027	107	67.7
合 計		1,744,780,298	100	1,744,780,298	158	100

また、特定財源のある補助金交付額の負担構成比率は次のグラフのとおりである。



特定財源のある補助金は、国、福井県などが策定した一定の政策の推進を前提とし、その補助率等の枠組みの中で、市負担分を合わせて補助金として交付するものである。特定財源のある補助金交付額全体に占める市負担の割合は、補助事業によって大きく異なるが、平均すると35.8%となる。

特定財源のある補助金の交付要件は、国、福井県などが要綱等によって定め、市もこれに準じた要綱を作成している。運営実態としては、交付先から補助金の申請を受けた市において、福井県を介して国又は福井県等に対し、補助金の申請を行い、国又は福井県等の交付決定を受け、これに合わせて市も補助金の交付を決定するものである。すなわち、市が国又は福井県から特定財源を獲得することが、事業推進の主たる要因となっている。

しかし、これに伴い、平成20年度では223,390,856円という市の負担が発生していることも軽視できない。

したがって、補助金の交付にあたっては、特定財源の獲得を目的とするだけでなく、市として、補助事業自体及び補助金交付の有効性なども十分吟味されるべきである。

他方、市単独による直接補助は、市の独自の判断で交付されているため、特定財源のある補助金と比べて、より一層、補助事業自体及び補助金交付の有効性などが十分吟味されるべきである。

(2) 補助期間別補助件数・金額

補助金とは、一般的には特定の事業、研究等を育成、助長するために公益上必要があると認めた場合に対価なくして支出するものである。

したがって、補助金が適正に支出されているといえるためには、特定の事業、研究等の振興という成果があり、かつこれが公益に資するものでなければならない。

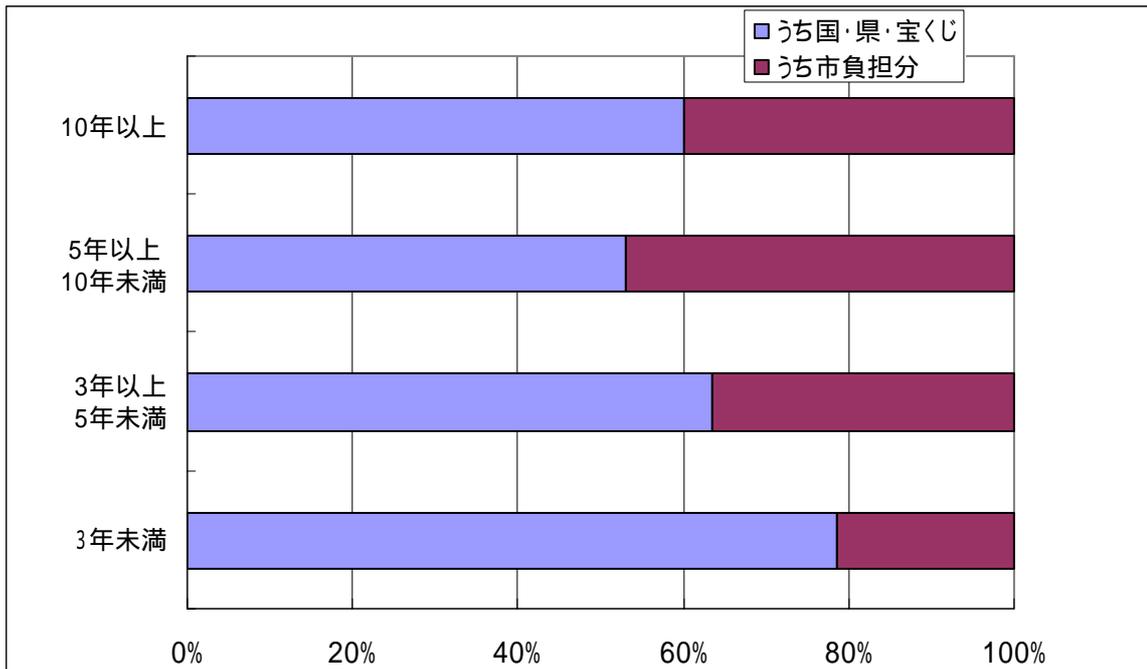
このような観点から、補助期間別の補助金額を表したものが、次表及びグラフである。

【補助期間別補助件数・金額】

ア 国、県、宝くじ等の特定財源のある補助金

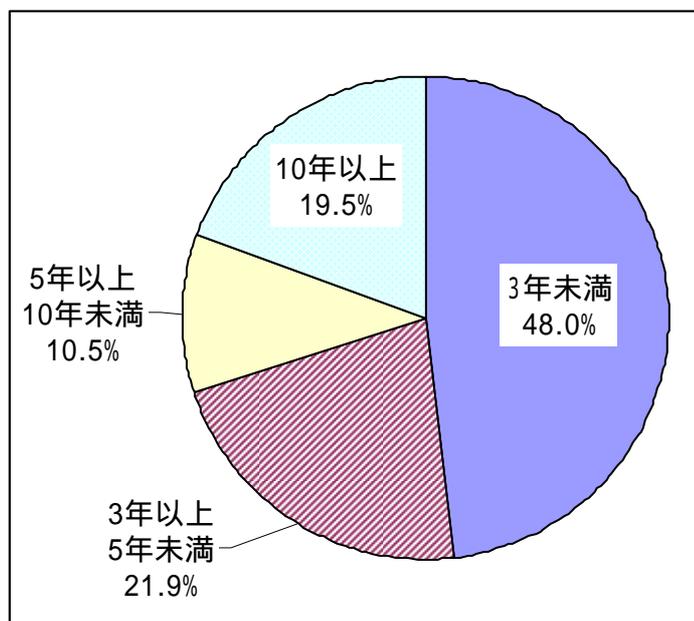
(単位:円・%・件)

補助期間	件数	金額				合計	構成比率
		うち国・県・宝くじ	構成比率	うち市負担分	構成比率		
3年未満	19	86,067,964	21.5	23,452,205	10.5	109,520,169	17.6
		78.6	%	21.4	%	100	%
3年以上 5年未満	9	148,858,985	37.2	85,509,966	38.3	234,368,951	37.6
		63.5	%	36.5	%	100	%
5年以上 10年未満	5	19,352,600	4.8	17,183,260	7.7	36,535,860	5.9
		53.0	%	47.0	%	100	%
10年以上	18	145,956,866	36.5	97,245,425	43.5	243,202,291	39.0
		60.0	%	40.0	%	100	%
合計	51	400,236,415	100	223,390,856	100	623,627,271	100
		64.2	%	35.8	%	100	%



イ 市単独の補助金

補助期間	件数	金額	構成比率
3年未満	30	538,365,822	48.0
3年以上5年未満	21	245,627,840	21.9
5年以上10年未満	9	118,242,483	10.5
10年以上	47	218,916,882	19.5
合計	107	1,121,153,027	100



まず、特定財源のある補助については、補助期間が長くなるに従って、国・県の負担割合が減少し市の負担割合が高くなる傾向がある。

しかし、本来、成果達成のため長期間を要する事業であるほど、国又は福井県による広範囲かつ長期的な補助に馴染むのであり、現実には、これと矛盾する結果となっている。

次に、直接補助については、補助期間が長くなるに従って、補助金額は逡減する傾向にある。これは、一定の成果が上がることにより、補助金はその役割を終えることを表しており、補助金本来の姿といえる。

しかし、5年以上継続して交付されている市単独の補助金も、平成20年度で337,159,365円に上っている。市長及び市議会議員の任期が4年とされていることから、一定の政策の成果を判断する期間として、その前後である3年ないし5年を、一つの目安としてよいのではないかと考えられる。

すると、5年以上継続して支払われている補助金については、既に一定の成果が上がっていきかべきであり、かつ、そのような成果を前提として、補助金を継続すれば、更なる成果が期待できるものでなければならない。

このような観点から、5年以上継続して交付されている市単独の補助金については、それまでの補助金と比べて、特に、その必要性、有効性について、厳格な検証が必要である。

なお、今後の補助終了又は減額等の予定の有無についての調査結果は、下表のとおりである。

(単位:件・%)

調査項目	今後の補助終了又は減額等の予定の有無		構成比率
	有	無	
項目	有	38	24.1
	無	120	75.9
	合計	158	100

“補助金額見直しの予定なし”が120件(構成比率75.9%)あるが、これらについては、終期を定め、補助期間での自主運営機能促進に向け指導を強化する必要がある。

また、補助金額見直しの予定ありの内容としては、平成20年度に終了11件、平成21年度に終了予定10件、平成22年度に終了予定5件となっているほか、事業内容見直し3件、減額検討中が3件、その他6件で合計38件となっている。

(3) 交付目的別補助件数・金額

補助金の交付目的には、事業補助、運営補助、利子補給とに大別することが出来る。

事業補助は、交付先が公益性のある事業(補助事業)を行うにあたり、そのうち一定額又は一定割合を補助するものであり、補助金の使途は当該補助事業の執行に限定されている。

補助金とは、一般的には特定の事業、研究等を育成、助長するために公益上必要があると認めた場合に対価なくして支出するものである以上、この事業補助が基本である。

次に、運営補助は、その活動自体が公益性を有する各種団体に対して、当該団体の運営経費(人件費、管理費など)のうち一定額又は一定率を補助するものであり、補助要項において補助金の使途まで限定しているものは少ない状況である。

また、利子補給は、事業の助成、育成のために融資を受けた場合に当該融資に係る利息の全部又は

一部に相当する額を、市が支給するものである。
 以上の交付目的別の補助金額を財源別に表したものが次表である。

【財源別交付目的別補助件数・金額】

ア 国、県、宝くじ等の特定財源のある補助金 (単位:円・%・件)

目的	件数	20年度	構成比率
運営補助金	6	44,201,000	7.1
事業補助金	40	578,617,855	92.8
利子補給	5	808,416	0.1
合 計	51	623,627,271	100

イ 市単独の補助金 (単位:円・%・件)

目的	件数	20年度	構成比率
運営補助金	29	443,814,668	39.6
事業補助金	62	531,420,339	47.4
利子補給	16	145,918,020	13.0
合 計	107	1,121,153,027	100

まず、特定財源のある補助については、その大半を事業補助が占めているが、前述のとおり事業補助が補助金の基本である以上、当然の結果である。

次に、市単独補助についても、やはり事業補助が最も多く、金額比で47.4%を占める。

しかし、市単独補助は、特定財源のある補助と異なり、金額比で、運営補助が39.6%、利子補給が13.0%を占めており、著しい特色を示している。

特に、用途が限定されていない運営補助が、相当な割合を占めており、かつ、その金額も平成20年度で443,814,668円と多額である点が問題である。

運営補助については、一般的に、効果測定が容易でなく、かつ補助金額の算定根拠も乏しい場合が多いと考えられ、これを5年以上の長期間にわたって支出することは、原則として避けるべきである。

(4) 補助事業の履行確認状況

補助事業の履行確認状況は、次表のとおりである。

(単位:件・%)

調査項目	補助事業の履行確認項目											
	実績報告 審査		構成 比率	決算報告 審査		構成 比率	領収書等 確認		構成 比率	現地調査等		構成 比率
項目	有	156	98.7	有	117	74.1	有	65	41.1	有	66	41.8
	無	2	1.3	無	41	25.9	無	93	58.9	無	92	58.2
	合計	158	100	合計	158	100	合計	158	100	合計	158	100

実績報告による審査は 156 件(構成比率 98.7%)、決算報告審査は 117 件(同 74.1%)となっている。

領収書等確認は 65 件(同 41.1%)、現地調査は 66 件(同 41.8%)が実施されていたが、領収書等確認がされていない補助金は、93 件(同 58.9%)となっている。**事業経費が算出根拠となっている場合、領収書等確認を含め決算報告の審査を厳密に行うべきである。**

そのほか、確認している内容は、貸付機関の期末融資残高証明及び明細書、入札立会い、保管場所、設計書(着工前)、分析結果書(写)、外部評価書の徴収・工事に係る契約書(写)、出荷伝票(写)等があり、性質別区分における事業費補助で 9 件、借入金(元金・利子)に係る補助で 5 件が独自に提出書類を付加している状況があった。

越前市補助金等交付規則第13条(実績報告)によれば、「補助事業者は、補助事業等が完了したときは、速やかに補助事業等の成果を記載した次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。(1) 補助金等実績報告書(様式第7号)(2) 決算書又は清算書(3) その他市長が必要と認めた書類」となっており、同規則第14条(補助金等の額の確定)では、「報告書等の書類の審査及び現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及び条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し」とある。これらの規定によれば、**少なくとも実績報告審査・決算報告審査は必須と捉えられるが、実績報告審査は98.7%あるものの、決算報告審査は74.1%と低率となっている。**

(5) 補助団体の事務局事務を市の担当者が取り扱っている状況

補助団体の事務局事務を市の担当者が取り扱っているかどうかについて調査した結果は、次表のとおりである。

(単位:件・%)

調査項目	補助団体の事務局事務を市の担当者が取り扱っているか		構成比率
項目	いる	10	6.3
	いない	148	93.7
	合計	158	

補助団体の事務局事務を市の担当者が取り扱っている割合は、平成 20 年度の補助件数 158 件のうち 10

件であり、このうち補助金額の高額なものは、たけふ菊人形まつり実行委員会、越前サマーフェスティバル実行委員会、東京越前物語実行委員会、ESえちぜん認証機関、越前市花と緑の会、(財)越前たけふ農業公社(*水田農業推進協議会事務局事務)等である。

これらの補助金の内、完全に市の担当者が事務局を預かり実施しているものは、補助事業の内容をすべて把握しており、履行確認が容易である反面、客観的な評価が低下する。また事業を委託したり、分担して実施している事業などは、事業に要した経費の内容や人件費の算定等に不透明感が出てくるため、補助事業の効果、補助金の必要性・有効性の観点から使途について一層留意すべきである。

(6) 補助金の交付先

補助金の交付先のうち、地方公共団体や公的団体を除き 1,000 万円超の団体を列挙すると、以下のとおりである。

	交付先	事業内容	金額(円)
1	学校法人 福井仁愛学園	仁愛大学新学部設置事業補助金	300,000,000
2	(福)わかたけ共済部	高齢者向け優良賃貸住宅供給促進事業補助金ほか	255,602,860
3	越前たけふ農業協同組合	水田農業構造改革推進事業補助金ほか	78,756,636
4	(福)和楽園 (本部会計)	延長保育事業補助金ほか	65,926,160
5	(福)陽光会	障害者施設整備事業補助金	62,500,000
6	アイシン・エイ・ダブリュ工業(株)	企業立地促進補助金	60,000,000
7	たけふ菊人形まつり実行委員会	菊人形事業補助金	55,000,000
8	倉茂電工(株)	企業立地促進補助金ほか	51,418,000
9	福井鉄道(株)	鉄道福武線維持修繕費等補助金ほか	50,952,000
10	武生駅北パーキング(株)	共同駐車場整備促進事業補助金	39,180,000
11	(福)越前市社会福祉協議会	社会福祉協議会補助金ほか	35,602,000
12	ハッポー化学工業(株)	企業立地促進補助金ほか	30,629,400
13	(株)福井村田製作所	企業立地促進補助金	30,000,000
14	南越森林組合	民有林造林事業補助金ほか	23,755,750
15	松ヶ鼻土地改良区	土地改良事業補助金ほか	22,700,026
16	(社)越前市シルバー人材センター	シルバー人材センター補助金ほか	21,120,000
17	(福)雛岳園 (本部会計)	延長保育事業補助金ほか	20,664,760
18	武生森林組合	民有林造林事業補助金ほか	18,651,043
19	越前市サマーフェスティバル実行委員会	サマーフェスティバル事業補助金	15,157,462
20	余田町 区長	コミュニティ助成	15,000,000

	交付先	事業内容	金額(円)
21	(福)浪花保育園 (本部会計)	延長保育事業補助金ほか	12,701,420
22	農事組合法人 ファームはぐり	低コスト集落農業条件整備事業補助金ほか	12,052,575
23	(福)福栄会 (本部会計)	延長保育事業補助金ほか	11,588,740
24	(社)越前市体育協会	体協運営スポーツ振興事業補助金	11,155,000
25	(福)町屋福祉会	延長保育事業補助金ほか	10,518,120
26	(財)越前市文化振興事業団	自主事業補助金	10,150,000

1団体 1,000 万円を超える補助金を交付している団体については、それに相応する大きな公益性と有用性が認められなければならない。

したがって、事業補助の場合、その用途についてより厳格な確認が必要であることは当然であり、かつ、補助金の交付を継続する場合、当該団体が、公益性にかなうような適正な運営がなされているかという観点についても、検証が必要であろう。

そして、このような検証結果について、市議会、市民に対し、積極的に説明する必要がある。たとえば、以下のような視点からの説明が必要と考える。

区分	検証内容
大学	補助金による越前市民の修学確保、就職斡旋状況
農業協同組合、森林組合、農事法人、 土地改良区、商工会議所	補助金に見合う事業の成果
一般企業	補助金による事業規模の維持、越前市民の雇用確保
鉄道、駐車場	補助金による経営安定の実現性
保育園	経営状況と補助金額の妥当性
社会福祉協議会、体育協会、 シルバー人材センター	団体の繰越金の取扱い
イベント実行委員会	事業評価の客観性、人件費の算定

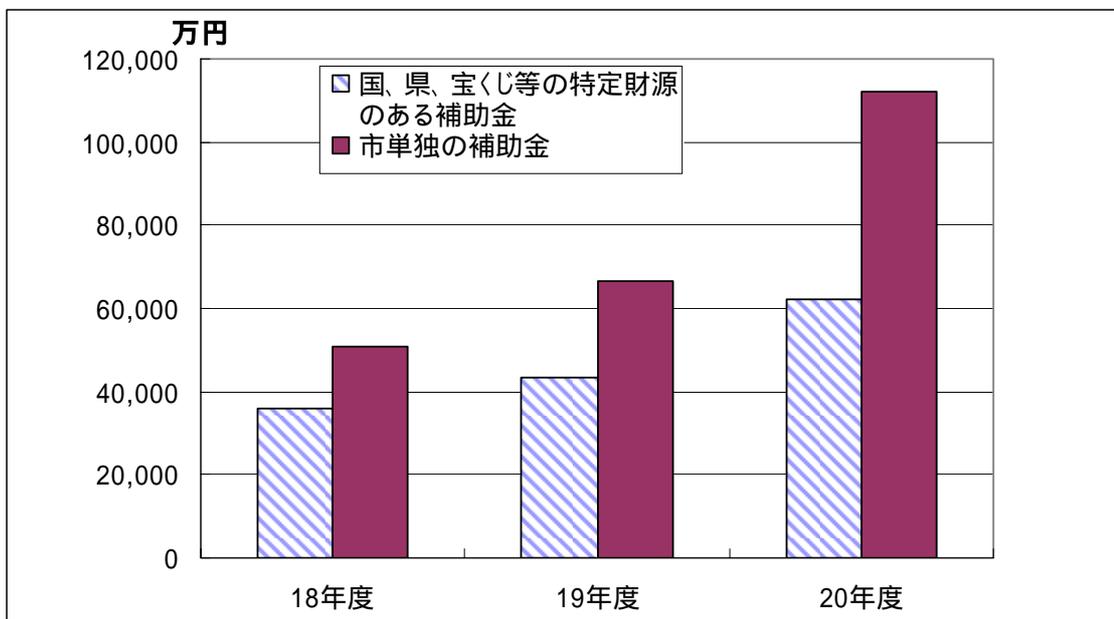
(7) 過去3年間の補助金額の推移

20年度に交付した補助金の財源別、年度別推移は、次表のとおりである。

【20年度交付補助金の財源別年度別推移】

(単位:円)

財源	18年度	19年度	H18・19 年度比較	20年度	H19・20 年度比較
国、県、宝くじ等の特定財源のある補助金	359,997,680	431,887,135	71,889,455	623,627,271	191,740,136
市単独の補助金	506,486,631	665,561,961	159,075,330	1,121,153,027	455,591,066
合計	866,484,311	1,097,449,096	230,964,785	1,744,780,298	647,331,202



2 負担金支出状況調査表分析結果(資料編第9表参照)

負担金とは、法令又は契約等によって市が負担することとなるものであるが、これに区分されて支出されるものにはいろいろなものが含まれる。

たとえば、特定の事業について、市が当該事業から特別の利益を受けることに対して、その事業に要する経費の全部又は一部の金額を支出する場合がある。

また、一定の事業等について財政政策上又はその他の見地からその事業等に要する経費の負担割合が法令で定められているときに、その負担区分により負担する場合がある。地方財政法第10条によるもの等がある。

さらに、法令上に定められて支出する負担金の他に任意に各種団体を市が構成しているとき、その団体の必要経費に充てるため構成各団体が取り決められた費用を支出する場合などさまざまである。

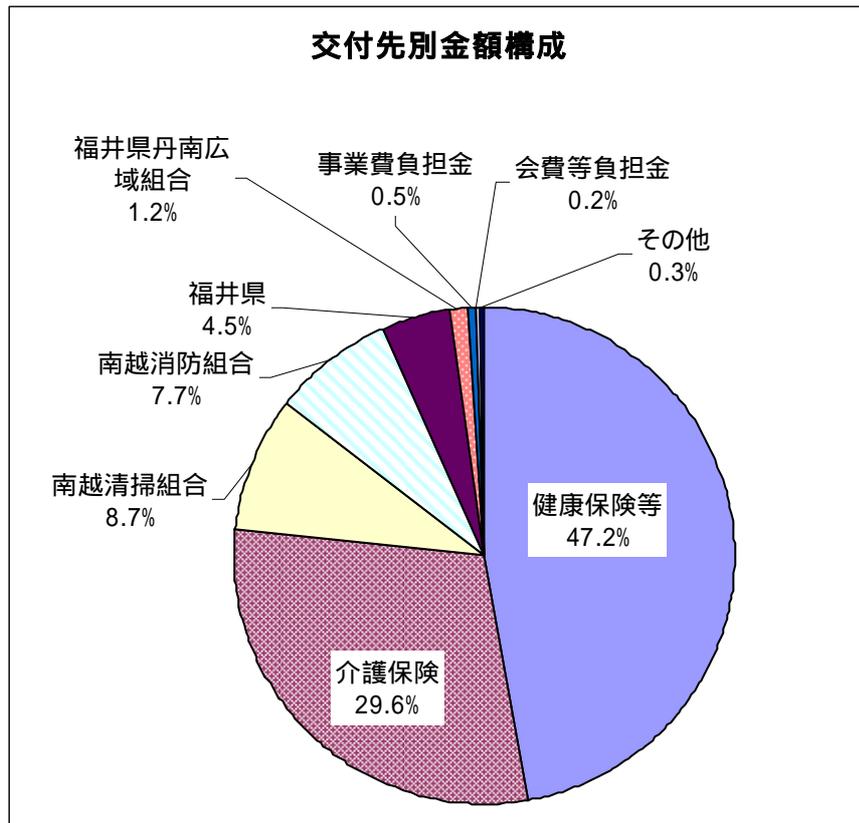
監査対象となった負担金の種類は305種類、平成20年度の支出総額は17,487,856,045円である。

(1) 交付先

支出先(大分類)は、社会保険等、他自治体等、その他に大別される。

(単位:円)

	大分類	中分類	金額	備考
1	社会保険等	健康保険等	8,253,193,563	老人保健は、平成 20 年 4 月 1 日より後期高齢者医療制度
2		介護保険	5,174,325,482	
小計			13,427,519,045	
3	他自治体等	市他会計	33,741,787	
4		県	793,350,031	ダム、県道等
5		福井県丹南広域組合	218,556,750	
6		南越消防組合	1,355,235,000	
7		南越清掃組合	1,521,619,000	
8		公立丹南病院組合	2,276,000	
9		鯖江市	348,567	
10		日本スポーツ振興センター	7,979,945	
11		福井県市町村職員共済組合	4,898,370	
小計			3,938,005,450	
12	その他	その他	122,331,550	
小計			122,331,550	
合計			17,487,856,045	



社会保険関係の負担金は、国の社会保障制度に基づくものであり、法令上定められている保険者の負担割合に基づいて支出するものである。

支出額は、制度の利用状況によって決定される。

次に、自治体等関係は、一部事務組合のように任意に各種団体を市が構成している場合の負担金や一定の事業等に要する経費に対し、地方財政法第10条による負担金や地方公営企業法第27条による補助金など、自治体等に対して支出したものである。

概要は、以下のとおりである。

ア 越前市

水道会計負担金

イ 福井県

ダム、県道などの県営事業負担金

ウ 一部事務組合

(ア) 南越消防組合

消防組織法・消防法・火薬類取締法・液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に規定する事務のうち関係市町が処理することとされた事務経費

(イ) 南越清掃組合

廃棄物の処理及び清掃に関する法律・浄化槽法に基づき、ごみ及びし尿の収集・運搬・処分、又はそれを業とする者や浄化槽清掃業を営もうとする者の許可に関する事務経費

(ウ) 福井県丹南広域組合

福井県丹南広域組合負担金	2市3町による広域行政に取組むための組合負担金
福井県丹南広域組合総務費負担金	丹南広域組合の構成5市町から組合へ派遣された職員の 人件費負担金
丹南地区障害者給付認定審査会運 営負担金	障害者給付認定審査事務経費負担金
介護認定審査会負担金	介護保険の認定審査会を丹南2市3町で共同運営する経 費負担金
電算共同利用負担金	介護保険の電算システムを丹南2市3町で共同利用する 経費負担金

(エ) 公立丹南病院組合

公立丹南病院組合の構成市町(2市5町)として、総務費及び救急医療費を負担。

(オ) 福井県市町総合事務組合

交通災害負担金

キ 鯖江市

丹南広域農道武生鯖江境散水消雪施設電気料負担金

丹南スポーツ・レクリエーション淑羅橋照明電気料負担金

キ 独立行政法人日本スポーツ振興センター

学校における事故等に係る保険料

ク 福井県市町村職員共済組合

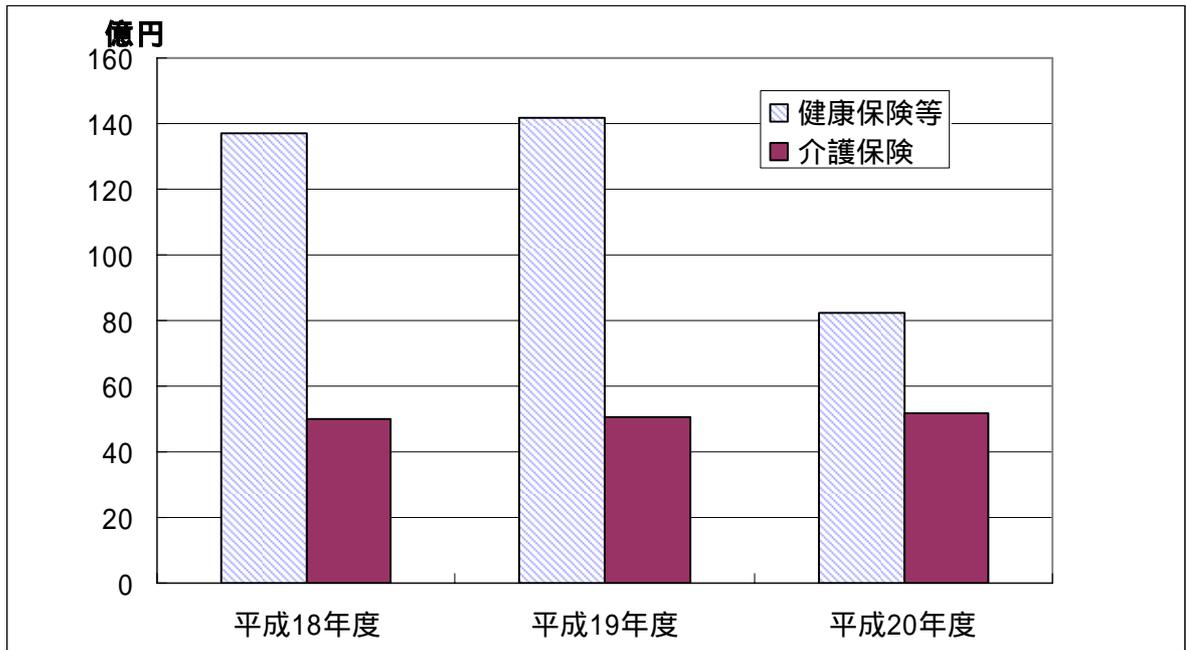
職員共済事務負担金

(2) 社会保険等負担金について

社会保険等負担金額の年度推移は次表のとおりである。

(単位:円)

	区分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	前年度増減額
1	健康保険等	13,687,016,613	14,157,459,917	8,253,193,563	5,904,266,354
2	介護保険	5,001,624,124	5,045,246,621	5,174,325,482	129,078,861
	合計	18,688,640,737	19,202,706,538	13,427,519,045	5,775,187,493



平成20年度において、健康保険等の負担金が約59億円減少したのは、後期高齢者医療制度の導入によるものであり、老人保健制度の運営主体は市町村であり、医療給付費・高額医療費等を受給者に負担金として支出してきたが、後期高齢者医療制度の運営主体が広域連合となったため、支援金や医療費の市負担分のみを広域連合に支出することになったためである。

なお、介護保険の負担金は、増加傾向にあるが、平成20年度に国の介護認定基準が見直されており、今後の動向を注視したい。

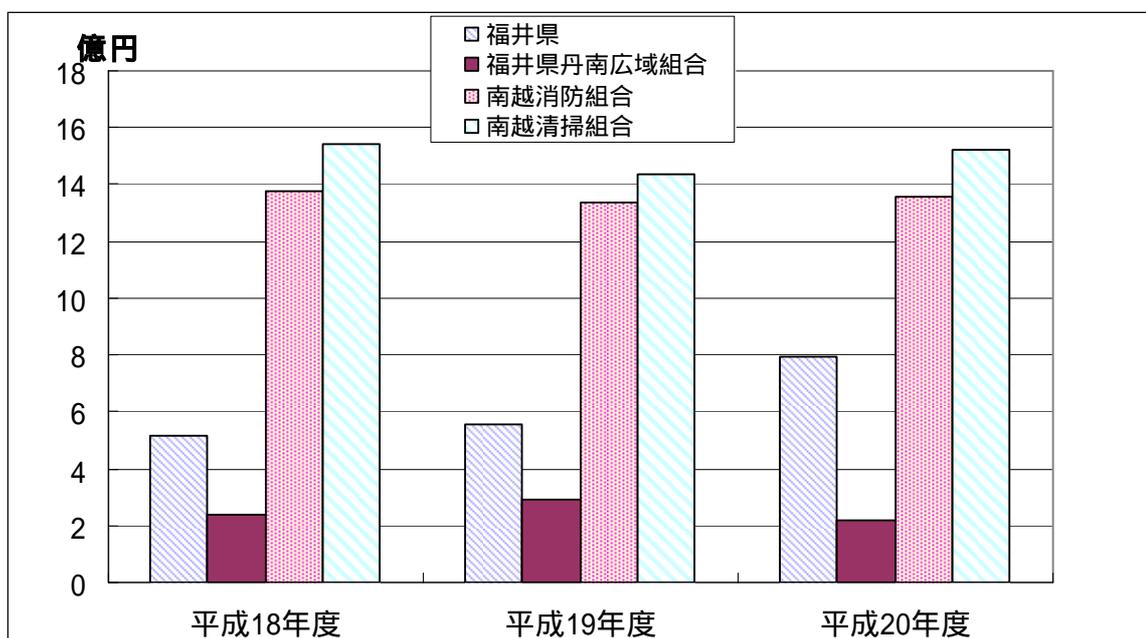
(3) 他自治体等への負担金について

他自治体等への負担金額の年度推移は次表のとおりである。

(単位：円)

		18年度	19年度	20年度	前年度増減額
1	越前市(企業会計)	13,549,987	18,667,502	33,741,787	15,074,285
2	福井県	518,619,331	558,638,734	793,350,031	234,711,297
3	福井県丹南広域組合	239,084,234	293,120,500	218,556,750	74,563,750
4	南越消防組合	1,376,892,000	1,336,442,000	1,355,235,000	18,793,000
5	南越清掃組合	1,545,219,000	1,437,977,000	1,521,619,000	83,642,000
6	公立丹南病院組合	1,905,000	2,243,000	2,276,000	33,000
7	鯖江市	48,297	277,546	348,567	71,021
8	(独行)日本スポーツ振興センター	8,113,835	8,034,735	7,979,945	54,790
9	福井県市町村職員共済組合	4,722,960	4,753,530	4,898,370	144,840
	合計	3,708,154,644	3,660,154,547	3,938,005,450	277,850,903

前述の他自治体等への負担金のうち、福井県・福井県丹南広域組合・南越消防組合・南越清掃組合の負担額年度推移は、次のグラフのとおりである。



平成 20 年度において、福井県への負担金が大幅に増加しているのは、日野川用水二期地区負担金(国営かんがい排水事業償還金を受益市で負担)の増加や戸谷・片谷線(用地補償、詳細設計等の経費、負担率 3/20)などの大型公共事業が増加したためである。

他自治体等への負担金に対しては、水道事業会計を除き、市監査委員による監査は及ばない。

一部事務組合については、当市を始め構成市町より組合監査委員が選任されており、当市として事業内容を直接監査することは制度上できない。

福井県についても、県監査委員による監査は実施されているが、当市として事業内容を直接監査することは制度上できない。

これらの内、特に福井県への事業費負担金の支出にあたっては、事業費自体が適正なものか、当市としても確認する必要がある。

近年、国と都道府県との関係において、国の直轄事業における都道府県の負担金について、事業費内訳の透明性を高めるとともに、負担金自体を縮減又は廃止しようとする動きがある。

かかる事情は、県と市町村の間にも妥当するものであり、今後は、負担金の支出にあたっては、事業費内訳について、福井県に対し積極的に説明を求め、当市において多額の負担金を支出することについて、議会、市民の理解を得る必要がある。

(4) その他負担金

その他負担は、

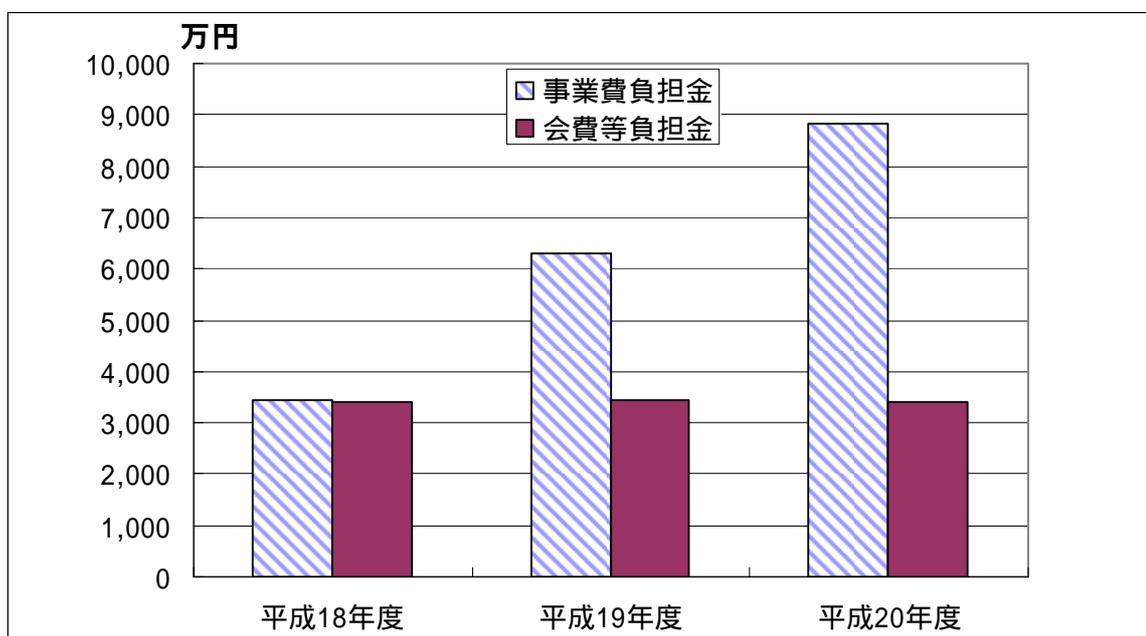
一定の事業等について、市が特別の利益を得る場合又は公益目的で特別の負担をする場合に支出されるもの(事業費負担金)

各種団体に市が加入し、その会費等を支出するもの(会費等負担金)
に大別される。

その他負担金の過去3年間の推移は、下表のとおりである。

(単位:円)

	平成 18 年度	平成 19 年度	対前年度 増減額	平成 20 年度	対前年度 増減額
事業費負担金	34,524,507	63,037,967	28,513,460	88,398,298	25,360,331
会費等負担金	34,180,548	34,573,245	392,697	33,933,252	639,993
合 計	68,705,055	97,611,212	28,906,157	122,331,550	24,720,338



会費等の性質により、会加入の自動継続に伴う負担金については、会加入の必要性、有効性を充分検討するとともに、会加入の受益を他に変換出来ないか等、団体等の請求により毎年ただ漫然と支出するのではなく、その活動内容や決算状況を精査し負担金を支出されたい。会費の自動継続支出にあたっては、既成概念を一掃し、踏み込んだ決断をすべきであるとする。

(5) 負担金支出の根拠

負担金支出の根拠については、次表のとおりである。

(単位:件・%)

調査項目	負担金支出の根拠		構成比率
項目	法令	51	16.7
	条例	14	4.6
	要綱	17	5.6
	内規	20	6.6
	伺い(決裁)	79	25.9
	会則(規約)	119	39.0
	無	5	1.6
	合計	305	100

(6) 負担する事業の履行確認状況

負担する事業の履行確認状況は、次表のとおりである。

(単位:件・%)

調査項目	負担する事業の確認状況											
	実績報告 審査		構成 比率	決算報告 審査		構成 比率	領収書等 確認		構成 比率	現地調査等		構成 比率
項目	有	194	63.6	有	187	61.3	有	47	15.4	有	30	9.8
	無	111	36.4	無	118	38.7	無	258	84.6	無	275	90.2
	合計	305	100	合計	305	100	合計	305	100	合計	305	100

実績報告による審査は 194 件(構成比率 63.6%)、決算報告による審査は 187 件(同 61.3%)が実施している。

また、領収書等確認、現地調査は、30 件(構成比率 9.8%)しか実施されていない。

そのほか、確認している内容は、監事による監査報告書、人件費明細書、経緯説明書類等及び入金確認、市の帳票と共済組合の報告書を照合、負担金内訳の明細確認、保険契約申込書等が挙げられている。

(7) 負担金支出開始からの経過期間

負担金支出開始からの経過期間は、次表のとおりである。

10年以上負担を続けているものは178件(構成比率58.4%)、5年以上10年未満が34件(同11.1%)となっている。10年以上経過した負担金は、会費等が76件(同42.7%)、事業費負担金39件(同21.9%)、運営費負担金29件(同16.3%)となっている。

(単位:件・%)

調査項目	負担金支出開始からの経過期間		構成比率
項目	3年未満	37	12.1
	3年以上5年未満	17	5.6
	5年以上10年未満	34	11.1
	10年以上	178	58.4
	不明	39	12.8
	合計	305	100

(8) 今後の負担金支出終了又は減額等の予定

今後の負担金支出終了又は減額等の予定は、次表のとおりである。

(単位:件・%)

調査項目	今後の負担金支出終了又は減額等の予定の有無		構成比率
項目	有	40	13.1
	無	265	86.9
	合計	305	100

予定無しが 265 件(構成比率 86.9%)と、今後も負担継続となる予定である。

また、予定有りの内容としては、20 年度に終了 14 件、21 年度に終了 4 件、22 年度に終了 4 件となっているほか、事業内容変更 4 件、減額予定 4 件となっている。

(9) 負担金支出先(団体)の事務局事務の市の担当者取り扱い状況

負担金支出先(団体)の事務局事務の市の担当者取り扱い状況は、次表のとおりである。

(単位:件・%)

調査項目	負担金支出先(団体)の事務局事務を市の担当者が取り扱っているか		構成比率
項目	いる	42	13.8
	いない	261	85.6
	回答無し	2	0.7
	合計	305	100

負担金支出先(団体)の事務局事務を市の担当者が取り扱っているのは、42 件(構成比率 13.8%)であった。そのうち会費等が 15 件(同 35.7%)、事業費負担金 12 件(同 28.6%)、運営費負担金 8 件(同 19.0%)となっている。

3 ヒヤリングに基づく分析結果

監査対象の所管課に対し提出を求めた監査資料に基づき、関係職員から事情聴取を行なうと同時に、監査委員による担当課長のヒヤリングを実施した。その結果に基づき検討を要すると判断した補助金等は、次表のとおりである。

なお、今回の行政監査を機に、監査委員が加入している全国都市監査委員会及び北陸地区都市監査委員会を自ら脱会することを決めた。全国都市監査委員会は、全国の都市監査委員の殆どが加入している団体で、会員都市の利便に供するため各種の研修会や「都市監査基準準則」の発刊、さらには全国の都市監査委員が行った行政監査や住民監査請求に対する結果報告のデータベース化による加入団体への情報提供などを行っている。本市においても、準則においては越前市の監査基準のよりどころとしておられるところであり、脱退によりこれらに対する資質の低下を懸念するところであるが、監査委員及び書記の研修に重点を置き職務を果たすこととした。

また、職務上必要な情報収集については、先進地と直接情報収集を積極的に実施することで十分に成果を得る事が可能と考え脱会への判断に至ったものである。

越前市においても監査委員の判断による方向性を重視し、特に下表の負担金支出については、加入している団体の事業に対する本市の実績を検討し、徹底した見直しを求めるものであり、継続の決定にあたっては、その理由、期限等について十分な説明を求めるものとする。

(1) 補助金見直し一覧

	名称	金額	方向性	検討理由
1	武生観光協会特別事業補助金	320,000 円	廃止	当該協会には別に一般事業補助金として 920,000 円交付されており、共にボランティアガイド活動支援と内容的に同じで二重補助であるため
2	畜産環境対策事業補助金	600,000 円	検討	本来、悪臭・悪排水は畜産農家自らの責任で原因者負担が原則であると考えられる。また、現行の畜産対策部門の補助というよりは、環境対策部門の補助が望ましい
3	国高地区下水道事業整備促進協議会運営補助金	100,000 円	限定 廃止	供用開始 3 年間に限定し、以後廃止する
4	戸別公共浄化槽の設置資金融資に係る利子補給金	4,820 円	廃止	事業完了により平成 21 年度で廃止

(2) 負担金見直し一覧

	名称	金額	方向性	検討理由
1	日野川水系総合開発促進協議会負担金	1,627,000 円	廃止	榭谷ダムが供用開始しており既に目的達成しているため
2	全国市区選挙管理委員会連合会負担金	33,500 円	廃止	事業内容の必要性が希薄であるため
3	全国市区選管連合会北信越支部負担金	68,600 円	廃止	事業内容の必要性が希薄であるため
4	全国公平委員会連合会会費	33,500 円	廃止	事業内容の必要性が希薄であるため

	名称	金額	方向性	検討理由
5	全国公平委員会連合会北信越支部総会等出席者負担金	14,000 円	廃止	事業内容の必要性が希薄であるため
6	北陸都市国際交流連絡会会費・参加負担金	15,000 円	廃止	事業内容の必要性が希薄であるため
7	越前市国際交流協会会費(関係3課分)	30,000 円	廃止	別に市補助金 2,880,000 円を交付しているため、市民自治推進課・教育総務課・議会事務局の3課の個別会費を廃止もしくは、最低限一本化して削減すべきである
8	全国保健センター連合会会費	70,500 円	廃止	事業内容の必要性が希薄であるため
9	(社)全国国民健康保険診療施設通常会費	50,000 円	廃止	事業内容の必要性が希薄であるため
10	北陸国際観光テーマ地区福井県地区推進協議会負担金	237,000 円	廃止	事業内容の必要性が希薄であるため
11	(社)雪センター会費	90,000 円	廃止	事業内容の必要性が希薄であるため
12	全国街道交流会議会費	50,000 円	廃止	事業内容の必要性が希薄であるため
13	全国都市公園整備促進協議会会費	47,000 円	廃止	事業内容の必要性が希薄であるため(県内で加盟していない市が存在)
14	(社)日本公園緑地協会会費	42,000 円	廃止	事業内容の必要性が希薄であるため(県内で3市が加盟していない)
15	福井バイパス道路建設促進協議会負担金	19,900 円	限定 廃止	あわら市・坂井市(旧丸岡町)地係の完成後に廃止
16	全国街路事業促進協議会会費	12,000 円	限定 廃止	戸谷片屋線完成の平成 23 年度以後に廃止
17	近畿地方都市美協議会会費	10,000 円	廃止	事業内容の必要性が希薄であるため
18	農林統計協会負担金	56,700 円	廃止	当該協会の決算書によると繰越金 360 万円有りながら負担金を徴収し続けており事業内容の必要性が希薄であるため
19	全国中山間地域振興対策協議会負担金	10,000 円	廃止	事業内容の必要性が希薄であるため
20	全国中山間地域振興対策北陸支部協議会負担金	10,000 円	廃止	事業内容の必要性が希薄であるため
21	(財)21 世紀職業財団会費	50,000 円	廃止	事業活用の実態が無く、現在政府の事業仕分け作業の中で同財団の廃止が決定しているため
22	日本花の会負担金	50,000 円	廃止	事業内容の必要性が希薄であるため
23	福井コンベンションビューロー負担金	100,000 円	廃止	事業内容の必要性が希薄であるため
24	全国都市監査委員会年会費	28,000 円	廃止	必要性が希薄であるため監査関係も自らが廃止とする

	名称	金額	方向性	検討理由
25	北陸地区都市監査委員会年会費	22,000 円	廃止	必要性が希薄であるため監査関係も自らが廃止とする
26	勤労青少年ホーム連絡協議会会費(含交流会参加負担金)	37,400 円	廃止	事業内容の必要性が希薄であるため

第5 むすび

越前市の22年度の財政見通しは、市税の落ち込みが今年度にも増して厳しい見通しとなっている。この様な時こそ、将来持続可能な健全財政を堅持することが市勢の発展の根幹であり、公金の使徒についても、限られた財源を真に必要な施策に有効配分していくことが強く求められている。

今回、行政監査の対象とした補助金等は、平成20年度は総額192億3,263万円と歳出総額構成比率37.0%を占め、その規模から見ても行政の政策目標を達成するための重要な役割を担っていると言えることができる。

今回の行政監査において、事業費・運営費などへの補助金や各種負担金が10年以上継続しているものや、終期の定めはあっても事実上終期と認識していないもの、あるいは、負担金や会費の請求があれば、毎年ただ漫然と支出しているもの等が数多く見受けられる。

くしくも本年度は、国においては政権が交代し、新年度の予算編成にあたり政権マニフェストに基づいて事業仕分けが行われ、効果が上がっているのか、いないのか等を基準に事業仕分け作業が進められ注目を集めたところである。本市においても、事務事業評価や予算要求時の事業採択にあたっては、しっかりと指針の策定とアフターフォローが必要であると考えます。

行政運営における補助金等は、これまで地方自治法第232条の2の規定に基づき、政策的な判断のもと、多様化する市民ニーズに対応するための一つの手法として交付してきたところである。

そして、これまでも、随時、一律カットなどの見直しが行われてきたところであるが、当初の設置目的や方法を踏襲し、継続して交付してきた補助金は、交付を受ける側に既得権化や補助金への依存度を高め、団体の自立への努力や意欲を減退させるとともに、補助金を交付する側にも惰性的な運用を招き交付事務を形骸化させるおそれがある。組織や活動状況、さらには社会情勢の変化などに応じて、適時、適正な見直しを行うことが必要である。

また、負担金についても先に指摘したとおり、長期に渡る補助金と同様な状況が伺える。いわゆるPDCAサイクルが出来ていないように思われ、計画(plan)、実行(do)、評価(checkチェック)、改善(actアクト)の過程を継続して評価していくことが必要であり、その方向性を示す指針を定めておく必要があるのではないかと。すなわち固定化しつつある補助金を定期的に見直し、時代の変化に対応しながら限られた資源を有効に再配分するという目的と併せて今後の歳出抑制施策の一つとして

「補助金等整理合理化に関する指針(仮称)」を策定し実行すべきと考えます。

指針策定の意義は、補助金等公金の支出は、住民の福祉に寄与し、最小の経費で最大の効果を上げるために効率性及び公益性と有効性において高い評価を得たものでなければならぬものであり、策定した指針を基にアフターフォローとして事業評価を実施し、行政と市民の役割分担を判断するためである。事業評価の視点としては、以下の項目が考えられる。

公益性

政策による選択と集中(政策判断)

効果の確認(目的達成度や費用対効果)

たとえば、これらの視点により事業を評価し定期的に見直しを図っていくことが必要と考える。

以下、指針の策定や事業の見直しを図るときの具体的な例について意見を述べることとする。

補助対象団体への職員等の人件費に対する補助については、社会経済情勢の変化とともに市民の価値観も変化しており、時間の経過とともに行政の役割も変化していくものと考えられ、行政関与の基準も一度決めれば不変とするのではなく財政負担の変化を踏まえ、行政が担うべき財源について補助基準(指針)を定める必要があり、補助対象団体と議論していく仕組みを構築していかなければならない。

事業費に余剰金が生じ、次年度への繰越金または基金等への積み立てが発生しているにもかかわらず、翌年度においても継続して同額の補助金等が支出されることのないよう、所管課において定期的に補助金等の見直しを行い、継続及び補助額の決定について審査機能を設けるべきである。

補助金等が事業費に占める割合が極めて少額(会費など)であっても、事業の目的と当該年度の活動内容と財務状態を決算書等で確認し、公益性及び有効性についての検証が必要である。

事業が類似し、整理・統合すべき補助金等交付要項がないか検討すべきである。

団体運営のほとんどを補助金等で賄っている団体がある場合、団体の自主性や今後の育成について指導が必要である。

以上、行政監査の意見は前記のとおりである。

限りある自主財源を充当する事業については、適法に処理されることは当然であり、常に費用対効果の検証を欠く事があってはならない。

補助金等は市民の税金を主な財源としていることに常に留意し、必要性、公益性、有効性、妥当性については、事業内容を把握した上で収支報告書等の関係書類を精査することにより、透明性、公平性を確保して補助金等の交付を適正に執行し、市民の福祉の増進に寄与されることを望むものである。